日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）における当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、」に改め、同項第二十一号中「又は役員（代表者を除き、当該特別贈与認定中小企業者から給与の支給を受けた役員に限る。第四項において同じ。）」を削り、同条第三項第三号中「相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。）において、当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が」を「相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、」に改め、同条第四項中「若しくは役員」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同条第四項中「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」を「に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、「効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加える。

第十一条第一項及び第二項中「次条第十三項」を「次条第十四項」に改め、同条第四項の表第九条第二項第三号の項を次のように改める。

第九条第二項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数	当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数
第九条第二項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数	当該認定に係る相続の開始の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数
第六条第三項の規定による読替え後の第九条第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時における常時使用する従業員の数	当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人からの贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の直前期末時における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数

第十二条第五項中「第三号」の下に「及び第二十二号」を加え、同条第十一項中「四月」を「八月」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第十二条第十二項第四号を次のように改める。

四　削除